別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　宇陀市松山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	宇陀市大字陀下中二二〇三
主屋	一棟	宇陀市大字陀下中二二〇四

別表六に、次の表に掲げるものを追加する。

別表六　湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
納屋	一棟	湯浅町大字湯浅字北町二〇―一
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字鍛冶町五五五

別表六中、次の表に掲げるものを削除する。

別表六　湯浅町湯浅伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	湯浅町大字湯浅字北町一九―一

○文部科学省告示第百六十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十一年文部科学省告示第四十一号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　小浜市小浜西組伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	小浜市小浜鹿島五
主屋	一棟	小浜市小浜香取一三
主屋	一棟	小浜市小浜香取六四

○文部科学省告示第百六十四号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十三年文部科学省告示第四十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　五條市五條新町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	五條市新町一丁目八一
蔵	一棟	五條市五條一丁目五三九―一

○文部科学省告示第百六十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十四年文部科学省告示第五十四号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二に、次の表に掲げるものを追加する。

別表二　金沢市卯辰山麓伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	金沢市東山二丁目三番一五号

○文部科学省告示第百六十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二十五年文部科学省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

別表一　栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
蔵	一棟	栃木市泉町三五五
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町七
蔵	一棟	栃木市嘉右衛門町四八三

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　高岡市金屋町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	高岡市金屋町三番一〇号